



青森県報

号外第六十六号

平成十三年七月十二日(木曜日)

目 次

選挙管理委員会

- 選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数…(事務局)…二
- 参議院青森県選挙区選出議員選挙における選挙長及び同職務代理人の選任…(同)…二
- 参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及び同職務代理人の選任…(同)…二
- 参議院青森県選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙に用いる投票用紙の様式等…(同)…三
- 参議院青森県選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙に用いる点字投票用紙の様式等…(同)…四
- 参議院青森県選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙に用いる船員の不在者投票用紙の様式等…(同)…五
- 参議院青森県選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の掲示面の区画数…(同)…六
- 参議院青森県選挙区選出議員選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時…(同)…六
- 参議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時…(同)…六
- 参議院青森県選挙区選出議員選挙における選挙会の場所及び日時…(同)…六
- 参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の場所及び日時…(同)…七

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第二十二号

平成十三年七月十一日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第四項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成十三年七月十二日

青森県選挙管理委員会委員長 田中正三

一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

二四、〇四七人

二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数

四〇〇、七八四人

三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数

三分の一の数

選挙区名	三分の一の数	選挙区名	三分の一の数
東津軽郡	九、一二〇人	青森市	八〇、一八二人
西津軽郡	一八、五三七人	弘前市	五四、六五一人
南津軽郡	二六、三三九人	八戸市	六四、二五七人
北津軽郡	一七、三八五人	黒石市	一〇、五八二人
上北郡	三一、一〇〇人	五所川原市	一三、四二〇人
下北郡	一〇、八〇二人	十和田市	一六、七六五人
三戸郡	二四、八六七人	むつ市	一一、三四七人

青森県選挙管理委員会告示第二十三号

平成十三年七月二十九日執行の参議院青森県選挙区選出議員選挙における選挙長及び選挙分会長に事故があり、又は選挙分会長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定により告示する。

平成十三年七月十二日

青森県選挙管理委員会委員長 田中正三

一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

二四、〇四七人

二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数

四〇〇、七八四人

三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数

三分の一の数

氏名	住所	選挙長		選挙長職務代理者
		氏名	住所	
田中正三	南津軽郡浪岡町大字樽沢字村元一五五番地の二	沼尾毅一郎	上北郡上北町大字大浦字沼端	
			一番地一	

青森県選挙管理委員会告示第二十四号

平成十三年七月二十九日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及び選挙分会長に事故があり、又は選挙分会長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定により告示する。

平成十三年七月十二日

青森県選挙管理委員会委員長 田中正三

一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

二四、〇四七人

二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数

四〇〇、七八四人

三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数

三分の一の数

氏名	住所	選挙分会長		選挙分会長職務代理者
		氏名	住所	
金澤五郎	三戸郡五戸町字鍛冶屋窪上ミニ二番地の二	北山真澄	東津軽郡蟹田町大字蟹田字田ノ沢三五番地の三	

青森県選挙管理委員会告示第二十五号

平成十三年七月二十九日執行の参議院青森県選舉区選出議員選舉及び参議院比例代表選出議員選舉に用いる投票用紙の様式、紙色等を、それぞれ次のとおり定めたので告示する。

平成十三年七月一日

青森県選挙管理委員会委員長
田中正三

第十九回 參議院青森県選舉区選出議員選舉投票

第十九回

○注意

一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

名 氏 署 者 补 ほ う し や しめい

2

規格は、概ね縦一二・八センチメートル、横八・〇センチメートルとし、片面刷りとする。紙色は薄い黄色、黒刷りとする。印は青森県選挙管理委員会の印のうち二〇ミリメートル平方の印とし、黒刷り込みとする。

二 參議院比例代表選出議員選舉用

1
樣式

第十九回

參議院比例代表選出議員選舉投票

印

○注意 こうほしや しめいの候補者の氏名を、欄内に一人書くこと。
二候補者の氏名に代えて政党その他の政治団体の名称
または略称を、欄内に一つ書くこともできる。

た	又	た	他	の	は
めい	名	の	たい	体	く
し	氏	そ	だ	団	し
や	う	う	う	う	う
ほ	い	と	党	じ	う
補	政	若	治	よ	う
せ	政	者	ら	う	く
し	政	と	う	う	く
く	称	る	う	う	く
は	い	や	し	く	く
こ	う	う	う	う	く
候	う	う	う	う	く
は	の	め	な	り	く
ま	の	め	り	り	く

2
紙色等

規格は概ね縦二・八センチメートル、横八・〇センチメートルとし、片面刷りとする。紙色は白色、赤刷りとする。印は青森県選舉管理委員会のうち二〇ミリメートル平方の印とし、赤刷り込みとする。

青森県選挙管理委員会告示第二十六号

平成十三年七月二十九日執行の参議院青森県選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙に用いる点字投票用紙の様式、紙色等を、それぞれ次のとおり定めたので告示する。

平成十三年七月十二日

青森県選挙管理委員会委員長 田中正三

- 一 参議院青森県選挙区選出議員選挙用

1 様式

選挙区	参議院青森県選挙区選出議員選挙投票	
第十九回		
○ 注意	点字投票	印
<p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p>		

2 紙色等
 規格は、概ね縦一二・八センチメートル、横八・〇センチメートルとし、片面刷りとする。紙色は薄い黄色、黒刷りとする。印は青森県選挙管理委員会の印のうちうち二〇ミリメートル平方の印とし、黒刷り込みとする。

二 参議院比例代表選出議員選挙用
1 様式

選挙区	参議院比例代表選出議員選挙投票	
第十九回		
○ 注意	点字投票	印
<p>一 候補者の氏名を、欄内に一人書くこと。 二 候補者の氏名に代えて政党その他の政治団体の名称 または略称を、欄内に一つ書くこともできること。 三 候補者はのめ名り略</p>		

2 紙色等
 規格は、概ね縦一二・八センチメートル、横八・〇センチメートルとし、片面刷りとする。紙色は白色、赤刷りとする。印は青森県選挙管理委員会の印のうち二〇ミリメートル平方の印とし、赤刷り込みとする。

青森県選挙管理委員会告示第二十七号

平成十三年七月二十九日執行の参議院青森県選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙に用いる船員の不在者投票用紙の様式、紙色等を、それぞれ次のとおり定めたので告示する。

平成十三年七月十二日

青森県選挙管理委員会委員長 田中正三

参議院青森県選挙区選出議員選挙用

1 様式

船員不在者投票選挙	<input type="radio"/> <small>ちゅうう</small> 意注	□
青森県選挙管理委員会委員長 田中正三		
一 参議院青森県選挙区選出議員選挙用		
二 参議院比例代表選出議員選挙用		

- 一 こうほしゃしめいの氏名は、らんないひとりかこと。
二 こうほしゃしめいの氏名は、欄内に一人書くこと。
三 こうほしゃしめいの氏名は、書かないこと。

2 紙色等
規格は、概ね縦一二・八センチメートル、横八・〇センチメートルとし、片面刷りとする。紙色は白色、黒刷りとする。

二 参議院比例代表選出議員選挙用

1 様式

船員不在者投票選挙	<input type="radio"/> <small>ちゅうう</small> 意注	□
青森県選挙管理委員会委員長 田中正三		
一 参議院比例代表選出議員選挙用		
二 参議院比例代表選出議員選挙用		

- 一 こうほしゃしめいの氏名を、欄内に一人書くこと。
二 こうほしゃしめいの氏名に代えて政党その他の政治団体の名称を記入する。
三 また、りやくしようらんないひとりかこと書くことができる。

片面

青森県選挙管理委員会告示第二十八号

平成十三年七月二十九日執行の参議院青森県選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の掲示面の区画数を、公職選挙法等の施行等に関する規程（昭和五十七年十二月青森県選挙管理委員会告示第五十五号）第九十四条第一項の規定により次のとおり定めたので告示する。

平成十三年七月十二日

青森県選挙管理委員会委員長 田中正三

掲示面の区画数
八

青森県選挙管理委員会告示第二十九号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年十一月自治省告示第百六十五号）第十四条第一項の規定により行う平成十三年七月二十九日執行の参議院青森県選挙区選出議員選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじの執行場所及び日時を次のように定めたので告示する。

平成十三年七月十二日

青森県選挙管理委員会委員長 田中正三

一 場 所 青森市長島一丁目一番一号
二 日 時 平成十三年七月十二日 午後五時十分

場	所	日	時
青森市新町二丁目四番三〇号		平成十三年七月三十一日	
青森県庁北棟三階中会議室		午前十一時	

青森県選挙管理委員会委員長 田中正三

青森県選挙管理委員会告示第三十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百七十五条第三項の規定により、平成十三年七月二十九日執行の参議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序を定めるくじを次のとおり行うので、公職選挙法等の施行等に関する規程（昭和五十七年十二月青森県選挙管理委員会告示第五十五号）第一百三十四条の規定により告示する。

平成十三年七月十二日

青森県選挙管理委員会委員長 田中正三

くじを行う場所	くじを行う日時
青森市長島一丁目一番一号 青森県選挙管理委員会事務局	平成十三年七月十二日 午後七時

青森県選挙管理委員会告示第三十一号

平成十三年七月二十九日執行の参議院青森県選挙区選出議員選挙における選挙会の場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十七条第一項の規定により次のとおり定めたので、同法第七十八条の規定により告示する。

平成十三年七月十二日

青森県選挙管理委員会告示第三十二号

平成十三年七月二十九日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十七条第二項の規定により次のとおり定めたので、同法第七十八条の規定により告示する。

平成十三年七月十二日

青森県選挙管理委員会委員長 田中正三

場	所	日 時
青森市新町二丁目四番三〇号	平成十三年七月三十一日	
青森県庁北棟三階中会議室	午前十一時三十分	

青森県選挙管理委員会告示第三十三号

平成十三年七月二十九日執行の参議院青森県選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百九十四条の規定による選挙運動に關し支出することができる金額は、次のとおりであるので同法第一百九十六条の規定により告示する。

平成十三年七月十二日

青森県選挙管理委員会委員長 田中正三

制限額 三九、三三〇、六〇〇円

青森県選挙管理委員会告示第三十四号

平成十三年七月二十九日執行の参議院青森県選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における選挙長及び選挙分会長の事務を行う場所を次のとおり定めたので告示する。

平成十三年七月十二日

青森県選挙管理委員会委員長 田中正三

場 所	所 在 地
青森県選挙管理委員会事務局	青森市長島一丁目一番一号

ただし、平成十三年七月十二日は青森県庁西棟八階大会議室とする。

参議院青森県選挙区選出議員選挙選挙長告示第一号

平成十三年七月二十九日執行の参議院青森県選挙区選出議員選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成十三年七月十二日

参議院青森県選挙区選出議員選挙選挙長 田中正三

一 場 所 青森市長島一丁目一番一号
青森県選挙管理委員会事務局

二 日 時 平成十三年七月二十六日 午後五時十分

参議院比例代表選出議員選挙選挙分会長告示第一号

平成十三年七月二十九日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成十三年七月十二日

参議院比例代表選出議員選挙選挙分会長 金澤五郎

一 場 所 青森市長島一丁目一番一号
青森県選挙管理委員会事務局

二 日 時 平成十三年七月二十六日 午後五時二十分